

(注意) あなたが次の項目に該当する場合は、それぞれの書類を添付してください。

ただし、児童扶養手当を受給している方で、1から4までのいずれかに該当する方については、その書類を添付する必要はありません。

| 項目 | 必要書類 | 証明者 |
|--------------------|---|--------------------|
| 1 児童の母・父以外である場合 | あなたが養育していることを明らかにする書類(ただし、配偶者のいない女子又は男子の場合は、児童との同居、別居を問わない) | 民生(児童)委員 |
| 2 配偶者が生死不明の場合 | 生死不明を証明する書類 | 福祉事務所長 警察署長 |
| 3 配偶者に遺棄されている場合 | 遺棄を証明する書類 | 福祉事務所長 民生(児童)委員 |
| 4 配偶者が拘禁されている場合 | 拘禁を証明する書類 | 刑務所長 拘置所長 |
| 5 1月2日以後現住所に転入した場合 | 前年(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については前々年)の所得税が課せられていないことを証明する書類 | 前住所地の所管 税務署長 |
| 6 その他 | 町が必要と認めた書類 | |